

組合職員の懲戒処分及び管理監督責任処分について（令和5年12月6日）

安芸広域市町村圏事務組合は、組合職員及び管理監督職員に対し、次のとおり懲戒処分及び指導上の措置を行ったので、公表します。

処分等対象者及び処分内容

	所属・職名	性別	年齢	処 分 内 容
担当職員	事務局・主査	男	45	地方公務員法第29条第1項第1条 懲戒処分 減給10分の1 3か月
管理監督者	事務局・事務局長	男	60	上記職員の指導、監督責任として 訓告

処分年月日

令和5年11月30日

処分に至った事実の概要と処分事由

担当職員は、休職職員の業務追加により業務が多忙となったという理由で、令和4年8月18日付業務委託契約1件、令和4年9月30日付電子計算機器賃貸借契約等3件（契約2業者、契約件数4件）を締結するにあたり、安芸市公印に関する規則第8条に規定する決裁文書を提示せず、またその作成を怠り、公印保管者（事務局長）の承認を受けずに無断で管理者印を使用し、契約書を作成した。

このことにより、支払いの遅延及び契約の変更が生じる等、契約の相手方に対し多大なご迷惑をかけることとなった。

上記のことは、当組合への不信感を招き、信頼を失墜する行為であり、法令を遵守しなければならない公務員としての意識を著しく欠く非違行為であることから、安芸市職員の懲戒処分の基準等に関する規程に定める「一般服務違反関係」中、「職務怠慢」「公文書の不適正な取り扱い」及び地方公務員法第33条「信用失墜行為」に該当することから、地方公務員法第29条第1項第1号により、減給10分の1 3か月の懲戒処分を行った。

なお、本件での損害遅延金等は発生していない。

事務局長（監理監督者）は、管理者印（公印）の保管者であり、公印の適正な管理を怠ったこと及び担当職員の指導、監督責任として訓告とした。

※当組合は、芸西村から東洋町までの9市町村が、その事務の一部を共同処理するために設立した特別地方公共団体となります。

※当組合は、安芸広域市町村圏事務組合処務規程第8条の規定により、組合の条例等に規定のない場合は、安芸市の関係規定を準用することとなっており、「安芸市職員の懲戒処分の基準等に関する規程」を準用し担当職員を懲戒処分、また、「安芸市職員に対する懲戒処分等の公表に関する基準第2条第1号を準用し公表したものである。

【管理者コメント】

当組合への不信感を招き、信用を失墜させた責任を重く受け止めている。再発防止に向けて指導並びに服務規律の徹底に努めていく。